尾神岳 Paraglider Student Cup 2016

***大会要綱***

**1.公認大会**

　◯　JHF、JSFFの公認大会とする。

**2.参加機体**

○ Expertクラス競技規定、1stクラス競技規定、2ndクラス競技規定に従う。

**3.機体の変更**

○ Expertクラス競技規定、1stクラス競技規定、2ndクラス競技規定に従う。

**4.装　備**

○ Expert、1stクラスの選手は180日以内にリパックした緊急用パラシュートを装備すること。

　○ パラグライダー飛行に適したヘルメットを着用すること。

　○ Expert、1stクラスの選手はスカイレジャー無線機を装備すること。飛行中の無線機による発砲は禁止するが、選手は、大会本部からの連絡は常時受けられるようにしなければならない。なお、スカイレジャー無線機については主催者側で用意する。

○ バラストの使用は認めるが、水以外のバラストの投下は認めない。

**5.大会役員の権限**

　○ 大会中は、大会役員の指示に従わなければならない。大会役員の指示に従わなかったり、競技の進行に支障をきたしたりする行為をした選手には警告を与え、そのフライトを失格にする場合がある。

**6.抗 議**

　○ 抗議申し立ては、トラブル発生１時間以内に、供託金10,000円を添えて文書にて大会実行委員長に提出すること（この際連名での抗議は受け付けない）。抗議が受け入れられた場合のみ供託金は返還される。ただし、最終日はトラブル発生20分以内とする。

**7.フライト失格**

○ 雲中飛行など、危険な飛行と判断される場合、競技委員長の判断でそのフライトを無効とする。

**8.警 告**

○ 大会期間中、危険行為または大会を故意に妨害する行為を行った場合は「警告」とする。２回「警告」を受けた選手は大会失格とする。ただし、重大な危険行為または大会への妨害行為を行った場合は、その時点で大会失格とする。

**9.事故および損害賠償**

○ 大会期間中、万一の事故や傷害、損害が生じた場合は、エリアルールに従い、本人の責任において速やかに対処を行うとともに大会本部に報告すること。また、主催者及び大会関係者に対して責任追及、損害賠償の請求は行わないこと。

**10.フライトの成立及び大会の成立**

○ Expertクラス競技規定、1stクラス競技規定、2ndクラス競技規定に従う。

　　また、団体戦は行わないこととする。

**11.順位の決定**

○ Expertクラス競技規定、1stクラス競技規定、2ndクラス競技規定に従う。

　　また、団体戦は行わないこととする。

**12.アウトランディング**

○ アウトランディングは、そのフライトを得点対象外とする。ただし、安全上の理由によりアウトランディングした場合は競技委員長およびセーフティーコミッティーの判断によるものとする。なお、ランディング場はメインランディングのみとする。

**13.駐車場**

○ 駐車はスタッフが指示した場所にすること。

**14.ハラスメント規定**

○ 日本学生フライヤー連盟ハラスメント規定が適応される。大会期間中のハラスメントの

　　対応判断は大会実行委員長及びその命を受けたものが行なう。ハラスメント行為を行った

　　選手は即時大会失格とする。

**15.エリア案内**

　○　尾神岳エリア

　　場所:新潟県上越市吉川区尾神

　　交通機関:北陸自動車道　柿崎ICより30分、関越自動車道　湯沢ICより90分

　　最寄駅:JR信越本線　柿崎駅、北越急行ほくほく線　うらかわら駅

<http://www.valley.ne.jp/~skyokami/newpage4.htm>

**16.エリアの周辺地図**

<https://goo.gl/maps/d3Em2XAKbUv>